

1. 目的

- ・当協会会員校である静岡県内の私立高等学校の教員を志望する者に対し、教員としての資質と適性の基礎的・基本的な事項について検査することを目的とします。

2. 検査の対象となる校種、教科・科目及び受検資格

校種	職種	検査内容	受検資格
高等学校	教諭 常勤講師 非常勤講師	・教職教養 ・小論文	(1)下記教科・科目※の高等学校教員免許状を所有する者 (2)令和 9 年 3 月末までに同免許状を取得見込みの者(学士、修士、博士課程卒業見込み)、又は科目等履修生で、下記科目の高等学校教員免許状取得見込みの者 ※国語・日本史・世界史・地理・政治経済・数学・物理・化学・生物・英語・家庭・保健体育・音楽・美術・書道・工業・商業・情報・福祉 注 1 年齢に制限はありません。 注 2 学校教育法第 9 条の欠格条項及び教育職員免許法第 5 条第 1 項ただし書に該当する者は受検できません。

- ・養護教諭・司書教諭及び小学校教諭、中学校教諭のみなど、上記以外の免許状等の所有者については、本会「履歴書預り制度」をご利用ください(本会 HP を参照)。

3. 検査の期日及び内容 ※本検査では、面接・実技検査は行いません。

(1) 検査期日 令和 8 年 5 月 24 日(日)

8 時 30 分～9 時 15 分 受付・入室開始

9 時 15 分～9 時 30 分 注意事項の説明

9 時 30 分～10 時 20 分 教職教養検査(50 分)

10 時 40 分～11 時 30 分 小論文(50 分)

11 時 30 分 終了予定

※検査時間中の途中退室は出来ません

(2) 検査会場 静岡学園なごみ高等学校

静岡市駿河区八幡 1 丁目 1 番 1 号

JR 静岡駅南口から徒歩 5 分、静岡鉄道日吉町駅徒歩 7 分

※会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※会場には時刻や所要時間等をご確認の上、余裕を持ってお越しください。

※会場への問合せはできません。

※会場は禁煙で、教室への食べ物の持ち込みはできません。

(3) 検査当日の持ち物

- ・受検票 (印刷してご持参ください)・筆記用具

4. 申込手続き

- (1) Web 上から申し込みをしてください。<https://lsg.mescius.com/shizuoka-shigaku/app>

※事前準備として

インターネットに接続できる端末(パソコン、スマートフォン、タブレット等)、プリンター(受検票印刷)、顔写真データをご用意ください。



- (2) 受検料の払込み 受検料 ●クレジットカード支払いの場合…8,000 円+決済手数料 330 円(税込み)

●コンビニ支払いの場合…8,000 円+振込手数料 330 円(税込み)

クレジットカード、コンビニ支払い、ペイジー支払いにより、申し込み締め切り日までに入金してください。

・振込手数料は受検者がご負担ください。

・支払いは1人ずつお願いします。友人、家族、学校単位等で、まとめて支払うことはできません。

※一旦納入された受検料は理由の如何を問わずお返しいたしません。

- (3) 提出する書類

Web 上での申し込みのみの受付となりますので、提出する書類はありません。

- (4) 受付期間

令和8年4月2日(木)0:00~4月16日(木)23:59 までに、Web 上で申し込んでください。

その際、締め切り時間までに入金も済ませてください。

(システムへの反映までに時間がかかる場合があります。余裕をもって申し込み・入金を行なってください。)

・**4月17日(金)0:00 以降は、いかなる理由があっても受付致しません。**

- (5) その他

出願内容について入力間違いがないようにしてください。事務局側で訂正・変更の対応はしておりません。

※受検料を払い込む前であればご自身で内容の確認・修正が可能です。必ずご確認ください。

5. 検査結果と採用について

- (1) 受検者のデータは、静岡県内の私立小・中・高等学校が教員を採用する候補者として、1年間受検者名簿に登録します。
- (2) 検査結果は、6月末日頃までに本人宛に通知します。
- (3) 進路が決定次第、事務局までご連絡ください。
- (4) 令和9年3月末になっても学校からの連絡がない方は、今年度の県内私立学校への就職は見込みがないものとご理解ください。
- (5) 非常勤講師を希望される方は、引き続き学校からの連絡をお待ちください。

6. 個人情報の取扱いについて

- (1) 本検査により得られた個人情報は、受検辞退者を除き、教員志願者の情報として本会加盟校へ提供します。また、加盟校以外の公立学校や私立専修学校等への履歴書情報の提供を「希望する」意思表示がある場合は、令和9年1月以降に情報提供を行えるものとします。
- (2) 本人より情報提供停止の申し出があった場合は、以後の情報提供は行いません。
- (3) 受検辞退者及び情報提供停止の申し出があった方のデータは、本会の責任において処分します。
- (4) 目的以外の情報提供については、事前に本人の了承を得るものとします。